

配置販売業【既存】変更届の留意事項等について

1 提出書類等

書 類	記 載 上 の 注 意
変更届書 ・ 下記の事項に変更が生じた際は、変更後 30 日以内に「変更届書」及び変更事項に応じた「添付書類」の提出が必要です。	1 許可番号は許可証に記載のとおり記入し、許可年月日は、現在の許可証の有効期間の始まりの年月日を記載してください。 2 変更内容欄は変更前・変更後の内容を記載します。変更事項が複数ある場合は、併記又は別紙記載してもかまいません。（業務を行う役員の場合、変更があった役員だけでなく、変更前後の業務を行う役員全員の名前を記載してください。） 3 変更年月日欄は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については変更の事実があった年月日）を記載してください。変更事項が複数あり、それぞれ変更日が異なる場合は、併記又は別紙記載してもかまいませんが、符号をつけるなどして変更事項とその変更日が明確にわかるように記載してください。 4 届書下部の申請者欄は、法人の場合は登記された本店の所在地・名称及び代表者の氏名を記入してください。（申請者の住所・氏名に変更があった場合、変更後の住所・氏名を記載してください。）
＜変更届が必要な事項及び添付書類等＞	
変更届が必要な事項	添 付 書 類
申請者（開設者）の氏名又は住所(法人にあっては法人名(商号)又は登記された本店の所在地)	個人開設 氏名変更：戸籍謄（抄）本（発行後6か月以内のもの。確認後返却します。） 住所変更：住民票等（住民票の場合、発行後、3か月以内のもの。来庁により届出する場合は、運転免許証の写し又は健康保険証の写しでも構いません。（本証も持参してください。）） 注)個人開設で、別人に変わる場合は、配置販売業新規許可申請となります。（現に他の道府県で既存配置販売業の許可を取得している方のみ申請できます。） 許可証の書換えを行う場合は別途「書換え交付申請」を行ってください。
	法人開設 登記の履歴事項証明書（発行後6か月以内のもの） 注)合併等で別の法人に変わることに伴う名称変更は新規許可申請となります。（現に他の道府県で既存配置販売業の許可を取得している存続法人のみ申請できます。） 同一法人で、単に名称のみが変更する場合又は組織変更による名称変更は「変更届書」です。 許可証の書換えを行う場合は別途「書換え交付申請」を行ってください。
区域管理者の氏名・住所 (別人に変更した場合) 注) 区域管理者は既存配置販売業の配置員であること。	1 証書(使用関係を証明する書類)・・・管理者が法人の代表者又は開設者本人の場合は不要です。 2 既存配置販売業者の配置員であることが確認できるもの・・・配置従事者身分証の写し等。ただし、東京都で身分証を取得している場合は、変更届書備考欄に身分証明書番号を記載することで省略可能です。 3 区域管理者が薬剤師の場合・・・薬剤師免許証の本証と写し（本証は確認後返却します）
区域管理者の氏名又は住所(姓の変更や引っ越しした時)	氏名の変更：戸籍謄（抄）本（発行後6か月以内のもの。確認後返却します。） 住所の変更：なし
業務を行う役員の氏名 *申請者（開設者）が法人のとき	1 登記の履歴事項証明書（発行後6か月以内のもので変更届にかかる役員の就退任日がわかる部分。） 2 新たに業務を行う役員となった方の疎明書又は診断書 ＜疎明書の場合＞・・・本人が記名してください。住所は、疎明者本人の居住している場所です。「精神機能の障害により、欠格事由に該当するものではない」「麻薬、大麻、あへん、若しくは覚醒剤の中毒者ではない」旨を疎明する内容です。 ＜医師の診断書の場合＞・・・診断年月日から3か月以内のものが有効です。診断項目は「精神機能の障害の有無」「麻薬、大麻、あへん、若しくは覚醒剤の中毒の有無」が必要です。 3 業務分掌表（業務を行う役員を選任（画定）したときのみ必要。全役員を届け出る場合は不要。） 4 変更後の役員が欠格条項に該当しない場合は、変更届書備考欄に「法第5条第3号イからハまでのいずれかに掲げる者又は成年被後見人に該当しない。」旨記載してください。

＜変更届が必要な事項及び添付書類等＞ 続き	
資格者(被知識経験認定者) *申請者(開設者)が法人のとき	注) 資格者であったものが、解雇・死亡等により当該法人の業務を行う役員の地位を失った日において、当該法人の業務を行う役員の中に資格者に該当する者がいるときには、そのものを資格者とする旨の変更の届出を、変更の事由が生じた日から、30日以内に提出することにより、許可の失効を免れることができます。これ以外の場合には許可が失効しますのでご注意ください。 1 登記事項証明書(発行後6か月以内のもの): 資格者(被知識経験認定者)が役員として登記されていること。新たな資格者が、すでに業務を行う役員として届出をしている場合には省略可能です。業務を行う役員として届出されていない場合は、業務を行う役員の氏名の届出も同時に行ってください。 2 資格を証明するもの(下記(ア)から(ウ)のいずれか)*原本は確認後返却します。 (ア) 大学等の薬学部の卒業証明書又は卒業証書(原本と写し)又は薬剤師免許証(原本と写し)(原本は確認後返却します。) (イ) 高校等における薬業科の卒業証明書又は卒業証書(原本と写し)(原本は確認後返却します。)*と、3年以上の既存配置販売業の【実務経験証明書】 (ウ) 5年以上の既存配置販売業の【実務経験証明書】 【実務経験証明書】 他道府県で配置従事者身分証の交付を受けていたもの→自治体が発行する実務経験証明書 東京都で配置従事者身分証の交付を受けていたもの→変更届書の「備考欄」に従事期間、従事先及び配置従事者身分証明書番号を記載する。(備考欄に記載しきれない場合は別紙で添付すること) 3 診断書又は疎明書・・新たな資格者が、すでに業務を行う役員として届出をしている場合には省略可能です。
資格者(被知識経験認定者)の氏名(姓の変更等)	戸籍謄(抄)本(発行後6か月以内のもの。確認後返却します。)

2 留意事項

- 変更届は必ず、変更があった日から 30 日以内に行ってください。
- 郵送による届出も可能です。その場合には、書類が薬事監視指導課(届出窓口)に到着した日が受付日となります。

なお、郵送中の事故については責任を負いかねますので、配達記録の確認できる手段により郵送してください。 薬剤師免許証の原本等の返却する添付書類がある場合にはそれらが封入できる封筒と返信用切手(簡易書留で送付します)を御用意下さい。
- 変更届の受付印が必要な場合は、届出時に副本(コピー等)をお持ちください。(郵送の場合は返信用封筒及び切手(簡易書留 350 円及び送料分)を御用意下さい。)

3 届出窓口及び問合せ先

〒169-0073 東京都新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター本館1階

東京都健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課薬事審査担当

電話 03-5937-1027

受付時間: 平日(年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く)9時から15時まで